

外国人雇用をトータルでサポートいたします



2019年4月

改正出入国管理法が施行され、入国管理局は「出入国在留管理庁」に。
人材不足が深刻な14業種に限り、新たな在留資格「特定技能」が新設されて
単純労働に就業することが可能となりました。

外国人を雇用する 企業様へ

- 外国人を採用したいけど、**在留資格の手続き**はどうしたらいいの？
- 外国人を転職で採用したが、**入管へ届出・報告**は必要？
- 外国人の正社員を会社都合で**異動・配置転換**させてもいい？



「登録支援機関」の登録をお考えの企業様へ

新たな在留資格「特定技能」では、雇用する外国人に対して日本語教育や生活サポートなどの支援までを行う必要があります、さらに3か月に1回、役所への報告義務があります。
これらの支援や報告を代行してくれるのが登録支援機関です。

外国人を数多く雇用するグループ会社を複数持っていたり、新たな在留資格「特定技能」で多くの外国人を雇用しようと考えている企業には、自社が登録支援機関になることをお勧めします。
弊社では登録支援機関登録後の運用サポートまで対応可能です。

その
01

外国人が就業する業務内容がポイント！

在留資格の手続きは、**入管窓口への提出代行までを丸ごとお任せ！**

その
02

外国人労働者が安心して働ける環境整備と 法令順守の受入れ体制づくりをサポート

(雇用契約書の翻訳、生活支援の相談なども)

その
03

新たな在留資格「特定技能」にも対応！

技能実習生や他の就労ビザとの比較や活用方法もご相談ください

◆料金例


外国人雇用30人まで 雇用契約 ¥30,000/月額

顧問契約あり) 在留資格変更/期間更新 ¥50,000~ ¥80,000/1件

顧問契約なし) 在留資格変更/期間更新 ¥80,000~ ¥140,000/1件



わたしたちがパートナーです

 **GLOW-Up** 行政書士法人 グローアップ(登録支援機関:19登000539)
e-mail : info@glow-up.or.jp webサイト : <https://glow-up.or.jp/>



東京本社：東京都港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F Tel.03-5715-2938
大阪本店：大阪府大阪市中央区難波5-1-60 なんばスカイオ15F Tel.06-6630-8538